

第9号議案

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市教育支援センターの役割の整理に伴い、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「発達障害を有すること等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒に係る特別支援教育の充実」を「不登校に係る対策の総合的な推進」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。